

2023年度

医学研究・
健康増進活動等助成

応募要項

〈対象分野〉

- 医学研究・疾病予防分野
- 地域保健分野
- 健康づくり対策事業分野
- 産業保健分野
- 介護・福祉分野

一般財団法人 愛知健康増進財団

以下のとおり助成を行います。

| | |
|---------|---|
| 助成の名称 | 一般財団法人 愛知健康増進財団 2023年度 医学研究・健康増進活動等助成 |
| 助成の目的 | 医学・健康増進等の分野において、その研究・活動に取り組んでいる個人・団体に助成を行い、社会福祉の一層の向上と発展を期待し、もって産業の健全な発展とともに、広く国民の医療及び公衆衛生の向上と健康確保の向上に寄与するためあります。 |
| 助成の対象者 | <p>愛知県内及び原則隣接県内で該当分野の事業並びに活動等を積極的・継続的に行っている個人または団体。</p> <p>(過去3年間で当財団の助成を受けられた、個人・団体の方は対象除外とします。)</p> <p>① 愛知県内及び原則隣接県内の、在住者並びに愛知県内及び原則隣接県内で働く個人。</p> <p>② 愛知県内及び原則隣接県内の、国、公、私立大学・各種学校。</p> <p>③ 愛知県内及び原則隣接県内の、病院・医院・診療所・各種施設。</p> <p>④ 愛知県内及び原則隣接県内の、公益法人(社団・財団)、一般法人(社団・財団)、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、各種団体(実業・同業・学術・文化等)、公共的性格を有する団体。</p> |
| 助成の対象分野 | <p>●医学研究・疾病予防分野</p> <p>①医学一般「テーマ」 新しい時代の医療に貢献する医学研究 ②予防医療「テーマ」 健康で豊かな人生を支援する予防医療</p> <p>●地域保健分野</p> <p>「環境衛生」「健康支援」「健康管理システム」「感染症対策」等の事業並びに活動等。</p> <p>●健康づくり対策事業分野</p> <p>「生活習慣病予防対策」「体力向上・運動指導」「歯科衛生」「健康教育」等の事業並びに活動等。</p> <p>●産業保健分野</p> <p>「健康の保持増進」「作業関連疾患予防」「健康経営」「メンタルヘルス対策」等の事業並びに活動等。</p> <p>●介護・福祉分野</p> <p>「介護・福祉」「寝たきり予防」「認知症対策」等の事業並びに活動等。</p> |

| | | | |
|--------------|--|-----|---|
| 助成の金額 | 総額 10,000,000円 1件あたり50万円 | | |
| 応募方法 | <p>本助成への応募は、自薦・他薦を問わず、当財団所定の助成申請書に必要事項を記入して、財団宛にご送付ください。</p> <p>●助成申請書の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自薦(個人) ②他薦(個人) ③自薦(学校・病院・団体等) ④他薦(学校・病院・団体等) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 助成申請書 https://ahpf.or.jp/ </div> | | |
| 応募締切日 | 2023年8月31日(木) 必着 | | |
| 選考方法 | 「医学研究・健康増進活動等助成選考委員会規程」により選考を行い、決定いたします。 ※医学研究・健康増進活動等助成選考委員会規程については裏面をご覧ください。 | | |
| 採否の通知 | 2023年11月上旬、応募者宛に通知 | | |
| 助成金の贈呈 | 2023年12月上旬～12月中旬(予定) | | |
| 助成金の使途 | <p>当該分野の研究及び事業並びに活動等に直接要する物品の購入費、その他研究及び事業並びに活動等の遂行に必要な費用とします。</p> <p>ただし、以下に記載する費用は対象外とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc; width: 10%;">対象外</td> <td style="color: red; padding: 5px;"> ① 応募する研究代表者及び共同研究者的人件費。 ② 汎用性のある機器(パソコン・ファクシミリ・複写機)の購入費。 ③ 応募者が所属する組織の間接経費、管理経費、共通経費。 </td> </tr> </table> | 対象外 | ① 応募する研究代表者及び共同研究者的人件費。 ② 汎用性のある機器(パソコン・ファクシミリ・複写機)の購入費。 ③ 応募者が所属する組織の間接経費、管理経費、共通経費。 |
| 対象外 | ① 応募する研究代表者及び共同研究者的人件費。 ② 汎用性のある機器(パソコン・ファクシミリ・複写機)の購入費。 ③ 応募者が所属する組織の間接経費、管理経費、共通経費。 | | |
| 誓約書並びに報告書の提出 | <p>①助成金受領者は、所定の「医学研究・健康増進活動等助成金受領にかかる誓約書」を提出してください。</p> <p>②助成金受領者は、当該研究の「結果並びに成果」及び「助成金の使途」等について、所定の「医学研究・健康増進活動等助成金に関する報告書」を提出してください。(様式は助成金贈呈後、翌年10月頃に郵送いたします。)</p> <p>※いずれも未提出の場合は助成金の返還を求めることがあります。</p> | | |

「医学研究・健康増進活動等助成選考委員会規程(抜粋)」「個人情報の取扱い」
 「助成申請書提出先・お問い合わせ先」については裏面をご覧ください。

医学研究・健康増進活動等助成選考委員会規程 (抜粋)

第1条(名称)

本委員会は、一般財団法人愛知健康増進財団(以下「財団」という。)定款第48条第3項及び助成金規程第5条第2項の規程により医学研究・健康増進活動等助成選考委員会と称する。

第3条(目的及び事業)

本委員会は、財団の医学研究・健康増進活動等に対する助成について、助成金が適正かつ有効に利用されるために、助成対象研究の選考を行う。

第4条(委員)

本委員会の委員は、学識経験者及び財団理事並びに財団診療所長をもって構成し会長が委嘱する。

第6条(委員長)

本委員会に委員長をおく。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 4 委員長は、委員の中から互選により選出する。

第7条(委員会)

委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 委員長は、必要があると認めるとときは、会議の招集を行わず書面をもって委員の意見を求めることにより、決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 3 委員長は、他の学識経験者等に対して委員会への出席を求め、資料の提出、意見・説明その他必要な協力を求めることができる。

個人情報の取扱い

- ① 当財団が当該助成に関して取得する個人情報は、当該助成に関する業務に必要な範囲内で取り扱います。
- ② 当財団は本助成が決定した場合、決定者に関する情報を事業報告書及び各種報告書等に公開します。
- ③ 助成申請書等は、採否にかかわらず返却いたしません。

助成申請書提出先・お問い合わせ先

一般財団法人 愛知健康増進財団 総務課

〒462-0844 名古屋市北区清水一丁目18番4号
TEL 052-951-3331(代) FAX 052-962-3278(代)
E-mail akenkou@ahpf.or.jp
URL <https://ahpf.or.jp/>